

笠松町公告第20号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類は、笠松町役場環境経済課に備え置いて縦覧に供する。

令和6年5月10日

笠松町長 古田 聖 人



記

1 書類の名称

農用地利用集積計画【権利設定用】

2 縦覧期間

令和6年5月10日から令和5年5月17日

3 縦覧場所

笠松町役場 2階環境経済課窓口